

J Rの業務外注化と非正規雇用化に反対するニュースです。感想や意見、現場の情報をお寄せ下さい。info@doro-shien.site

「40年に一度」の労基法改悪

社友会ではなく闘う労働組合を



厚生労働省の労働基準関係法制研究会

“生産性向上のための労働法”

厚労省幹部が「40年に一度」と言うほどの労働法制の改悪が狙われています。

【労働時間規制を「労使協議」で取り払える】「過半数組合がない場合、「労使協創協議制」をつくって、労働者全体に適用できる「契約」を結ぶ権限を与える」といった内容です。

その目的について、経団連は「生産性向上に資する労働法制に見直す」「画一的な規制の弊害を最低限にする」と語っています。

「労働者の命と権利を守るための労働法」から、「企業・資本のための労働法」へと根本から作り変える動きです。

そのためにへ社員代表は事業所単位でなく

会社単位にへとも提言しています。へ過半数労組がなければ「労使協創協議制」で決めるへという形で、労働組合を排除して労働者の権利を奪おうと狙っています。

「社友会」モデルの全社化

会社が都合良く労働条件を変えるために「労働組合もどき」に権限を与える——これはJRが「社友会」を通して進めていることです。この社友会モデルをJRから社会全体に拡張しようと狙っています。

社友会の組織化は、乗務員への様々な攻撃と一体でした。職名廃止、業務融合化、ジョブローテーションなどです。

労働組合に、こうした攻撃を打ち破る力が

あるからこそ、会社はまず労働組合への攻撃と社友会組織化に踏み切りました。鉄道の安全のためにも、ともに働く仲間のためにも、社友会に入ってはなりません。職場に必要なのは闘う労働組合です。

今年初めから急ピッチで進む検討

- ◆経団連「労使自治を軸とした労働法制に関する提言」（24年1月16日）で労働法制改悪を提言
- ◆経団連の労働法規委員会委員長は富田哲郎・JR東日本前会長
- ◆厚労省「労働基準関係法制研究会」は24年1月23日の第1回会議から急ピッチで開催され、6月27日には第8回を開催